

業務用パソコンの賃貸借及び入換業務（2021-2026年度）

(公告日：2021年11月24日 管理番号：21a00757) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部部長 (契約担当)

| 選番 | 該当頁 | 項目 | 質問 | 入札説明書 | 回答 |
|--------------------|--------|---|--|---|------------|
| 入札説明書 | | | | | |
| 1 | P4 | (3) 共同企業体、再委託について | 競争参加資格申請書提出時に共同企業体結成届の提出が必要になると理解していますが、現時点で共同企業体選定について検討段階です。そのため、候補となっているリース会社数社分の共同企業体結成届及び競争参加資格確認申請書を提示し、入札書提出時に1社へ選定させていただくことは可能ですか。 | 複数者の共同企業体結成届および競争参加資格確認申請書の提出は認めません。競争参加資格申請書提出までに共同企業体の構成員を選定ください。 | |
| 2 | P5 | 5. 競争参加資格(5) 競争参加資格の確認 | 第三者賃貸借方式での契約を希望する場合、競争参加資格の確認において、必要となる提出書類があればご教示ください。 | 機構として、第三者賃貸借方式での契約は認めていません。 | |
| 3 | P5 | d) 財務諸表(決算が確定した過去3会計年度分の財務三表) | 財務三表につきましては、「貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書」であると理解していますが、キャッシュ・フロー計算書の代替書類として株主資本等変動計算書を提出してよいですか。 | ご提案の通り提出ください。ただし、頂いた情報に不足等があれば別書類の提出をお願いする場合があります。 | |
| 4 | P6 | g) 競争参加者の発行済株式の1%以上を保有する株主名、持株数、持株比率 | 株式を発行していない場合、親会社の株式に関する情報を記載させていただくことで問題ないですか。 | 株式を発行していないことを明示したうえで、親会社の株式情報を提出ください。ただし、頂いた情報に不足等があれば別書類の提出をお願いする場合があります。 | |
| 5 | P6 | h) 競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴 | 履歴事項全部証明書に記載される(監査委員等を含む)取締役の変遷の履歴を提示するものでしょうか。それとも、現時点で取締役に就任している個人の略歴を証明する資料の提出が必要ですか。 | 取締役(監査委員等を含む)の、本社における職務経歴を示す資料を提示ください。個人個人の略歴(たとえば、学歴や本社以外での職務経歴)は不要です。 | |
| 6 | P6 | (5) 競争参加資格の確認 1) 提出書類 h) 競争参加者の取締役(監査等委員を含む)の略歴 | 入札説明書の提出書類に『競争参加者の取締役(監査等委員を含む)の略歴』と記載がありますが、略歴とはどのような内容を記載すればよいですか。 | | |
| 7 | P6 | 6. その他関連情報 | 入札説明書の一部資料に関しては別途配布されると記載がありますが、資料交付で提供される予定の資料一覧をご教示ください。 | 調達仕様書本体の別添資料が、別途配布資料になります。 別添資料1 機構本部・国内拠点一覧(各拠点PC台数含む) 別添資料2 搭載アプリケーション一覧(案) 別添資料4—機器等リスト なお、別添資料3評価基準書及び別添資料4機器等リストは仕様書本体と共に掲載済みです。 | 12/21(火)更新 |
| 8 | P27、28 | 第5 契約書(案) 賃貸借契約書(成果物等の契約不適合) 第16 条、第1項および第2項 | 契約不適合責任に関する条項について、契約不適合期間を契約締結時に調整することは可能でしょうか。また、第16条 第2項の契約不適合責任の期間についてもご検討をお願いします。 | 契約締結時の調整は行いません。契約不適合責任の期間は「所有権の移転から1年以内」に訂正します。詳細は下記「入札説明書及び調達仕様書(案)の訂正」を確認ください。 | |
| 別添 調達仕様書(案) | | | | | |
| 9 | P3 | 図表1 機構のITインフラ環境イメージ図 | クラウドを活用した端末キuttingを検討していますが、方式検討にあたり端末の参加ドメインについての情報が必要となります。インフライメージ図を確認したところ、オンプレミス上のADがあり、端末がドメインサービスを受けているように見受けられます。他方、調達仕様書P.21に、端末ログイン認証処理がAzure ADに移管されている旨、記載されています。現在運用中の端末がオンプレミスADにのみ参加しているのか、Azure ADのハイブリッド展開をしているのか、またはAzure ADにのみ参加しているのか、ご教示ください。 | ハイブリッド Azure AD環境となります。 | |
| 10 | P3 | 図表1 機構のITインフラ環境イメージ図 | クラウドを活用した端末キuttingの実現のためにサーバーを追加する場合、機構データセンターもしくは機構クラウドにサーバーを追加することは可能でしょうか。機構クラウドに追加可能な場合、ドメイン参加が可能かもあわせてご教示ください。 | 機構データセンターへのサーバー追加およびドメイン参加は可能です。機構クラウドへのサーバー追加に関しては、現在クラウド環境自体を整備中のため、サーバー設置可否およびほか諸条件については設計フェーズの中で機構と協議のうえ確定します。 | |
| 11 | P3 | 図表1 機構のITインフラ環境イメージ図 | 機構クラウドデータセンターはExpressRoute等、オンプレミスと接続したパブリッククラウド環境と考えてよいですか。 | ご認識の通りです。 | |
| 12 | P5 | 1.3 本調達仕様書の構成 | 「なお、別添資料については、HP上で公開せず、閲覧のみとする。」と記載されておりますが、何月何日から何月何日まで閲覧が可能ですか。それとも、資料交付ですか。 | 別添資料については、閲覧ではなく交付とします。交付方法および日時は、入札説明書別紙「手続・締切日時一覧」を参照ください。調達仕様書は、下記の通り訂正します。 | |
| 13 | P6 | 2.2.1 物品調達 | 賃貸借契約(リース契約)とありますが、第三者賃貸借方式での契約は認められていますか。 | 機構として、第三者賃貸借方式での契約は認めていません。 | |
| 14 | P7 | 2.2.2.1 契約期間 | 「世界的な半導体不足によるPC調達遅延も考えられるが、～」と記載がありますが、方が大幅な遅延により工期延伸をせざるを得ない場合は工期延伸は可能ですか。 | 現時点で工期延長は想定していません。同ページに記載の期間での実施を前提に、提案書の作成をお願いします。 | |
| 15 | P33 | 5.1.3④出張先での業務 | 国内外の出張時にパソコンを携帯すると記載ありますが、国外における出張予定エリア又は国名等、あわせて全体3,800台のうち国外へ携帯する可能性のある台数をご教示ください。 | 国外出張エリアについては、機構在外拠点のある国がメインとなります。機構ホームページで確認ください。国外出張の可能性のある台数については、出張の多い部門の割合から、全体3800台のうち、およそ60%程度と想定ください。 | |
| 16 | P40 | 6.1.4 最終マスターイメージ作成と動作確認 | 「クラウドを活用したマスターイメージ作成など」について、業務内容説明会でもIntuneを使用中と説明がありました。現在、Intuneで行っている内容をご教示ください。 | 執務用標準パソコンを含めたデバイス管理、アプリケーション管理(Office365関連のみ)を行っています。 | |
| 17 | P40 | 6.1.4 最終マスターイメージ作成と動作確認 | クラウドを活用した端末キuttingのご提案にあたり、端末ホスト名の構成を検討する必要があります。命名規則の有無について、ご教示ください。 | 命名規則はありますが、現在の規則の踏襲は必須ではないため、設計フェーズにて機構と協議のうえ確定します。 | |
| 18 | P45 | 7.1.3.2 PCの複製(クローニング)およびキutting | プリンターのリクエスト先は、1か所となりますか。 1か所のみでない場合、拠点毎、フロア毎のようにどのような種類のリクエストがあるかを教示ください。 | フロアには依存せず、拠点単位で共通のプリンタードライバーを設定いただくことを想定しています。 | |
| 19 | P45 | 7.1.3.2 PCの複製(クローニング)およびキutting | 「③他、マスターイメージに搭載されないソフトウェア」とありますが、具体的にどのようなソフトウェアがありますか。 | 「別添資料2 搭載アプリケーション一覧(案)」に記載されたソフトウェアのうちマスターイメージに搭載されないソフトウェアを想定しています。どのソフトウェアをマスターイメージに搭載させないかについては設計フェーズの中で機構と協議のうえ確定します。 | |
| 20 | P45 | 7.1.3.5 更改対象PCの回収 | 導入フェーズにおいて現行PCの回収作業が必要になると理解しています。詳細な提案をしたいため、事前に台数を把握したく、現行PCについて拠点ごとの台数をご教示ください。 | 別途交付する「別添資料1 機構本部・国内拠点一覧(各拠点PC台数含む)」を確認ください。 | |
| 21 | P45 | 7.1.3.5 更改対象PCの回収 | 現在ご利用頂いている「予備機」についても回収対象となりますか。回収対象となる場合は、何台となりますか。拠点別に配備されている場合は拠点毎の台数をご教示ください。 | 現在投入されている予備機は50台です。拠点別の台数は現時点で集計していません。 | |
| 22 | P45 | 7.1.3.6 新PCの引き渡し | 本調達にて導入するPCについて、拠点毎の台数をご教示ください。 | 今後の新規採用者数が現時点で不明のため、正確な台数を提示することができませんが、参考値として、別途交付する「別添資料1 機構本部・国内拠点一覧(各拠点PC台数含む)」をご確認ください。 | |
| 23 | P48 | 7.1.9 不要付属品の廃棄 | PCに関する不要な付属品は、説明書およびPCのメディアとなる認識ですが、全て引き取り、廃棄するという認識で相違ないですか。 | ご認識の通り、説明書とメディアを含め、運用フェーズを通して不要な付属品は受注者にて適切に処分をお願いします。 | |
| 24 | P51 | 5.1.4 物品の実機評価 | 当該記載内容に「そのため、事前評価に提案物品一式を貸し出すことが可能な場合は、その旨を提案書に盛り込むこと。」と記載について、評価用実機の貸出は、2021年12月22日となっておりますが、提案書提出メ切りは2022年1月31日となっております。提案書に記載する内容としては、評価用実機を貸し出した旨を記載するのみで相違ないですか。 | ご理解の通り、提案書に評価用実機を貸し出した旨を記載ください。 | |

| 通番 | 該当頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
|---------------------------|--------------|--|--|--|
| 25 | P51 | 7.1.3 展開支援に係る要件 7.1.13.1 データ移行・PC展開作業支援⑩ | ⑩の期間については、導入展開フェーズと同様に貴機構において作業場所を提供いただけるという認識で相違ないですか。 | 7.1.13.1 データ移行・PC展開作業支援⑩「⑩ 全てのPC展開作業が完了した後、最低2週間はユーザーからの問い合わせ対応が可能な体制を維持すること」については、体制を維持しておいていただくことを指しており、オンラインサイトで待機いただくことは想定してないため、作業場所の提供はありません。 |
| 26 | P52 | 7.1.4 ユーザ説明会 | ユーザ説明会の資料については、電子データでの提供を想定していますが認識相違ないですか。 | 相違ありません。電子データでの提供をお願いします。 |
| 27 | P55 | 8.1.6 バッテリー摩耗に対する予防保守② | 現行機種においてバッテリー交換数量の実績をご教示ください。 | 参考値となりますが、2020年度は38件、2021年度10月時点では54件となっています。 |
| 28 | P55 | 8.1.7 その他① | 「導入フェーズ、運用・保守フェーズをとおして、機構担当職員からの機器設定内容に関する問合せ及びPCの操作に関する問合せに対し、2営業日以内に回答可能な体制を構築すること」とありますが、「運用・保守フェーズ」にて、どれくらいの頻度、回数、問合せを想定していますか。月間または年間で何件を想定しているかご教示ください。 | 月に数件程度の想定です。 |
| その他 | | | | |
| 29 | — | 2_21a00757.pdf | HPで公開されている「1_21a00757.pdf」はPDF上で文字列検索が可能ですが、「2_21a00757.pdf」はPDF上での文字列検索ができません。文字列検索できる状態のPDFを提供頂くことは可能ですか。 | HP上のデータを差し替えました。こちらで確認ください。 |
| 入札説明書及び調達仕様書（案）の訂正 | | | | |
| | | | 訂正前 | 訂正後 |
| 1 | 入札説明書 P27-28 | 第5 契約書(案) 賃貸借契約書(成果物等の契約不適合) 第16 条、第1項および第2項 | 第 16 条 発注者は、成果物等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。 2 発注者は、成果物等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。 | 第 16 条 発注者は、成果物等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、 所有権の移転 から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。 2 発注者は、成果物等に契約不適合があるときは、 所有権の移転 から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。 |
| 2 | 調達仕様書 P5 | 1.3 本調達仕様書の構成 | なお、別添資料については、HP上で公開せず、閲覧のみとする。 | なお、別添資料については、HP上で公開せず、 別途交付 する。 |
| 3 | 調達仕様書 P51 | 5.1.4 物品の実機評価 | そのため、事前評価用に提案物品一式を貸し出すことが可能な場合は、その旨を提案書に盛り込むこと。貸出回数1セット、貸出期間は2週間相当を想定する。なお、実機の貸出しについては、資格審査確認書類提出時、別添資料4 機器等リストと共に提供することとし、評価終了後に返却とする。 | そのため、事前評価用に提案物品一式を貸し出した場合は、その旨を提案書に盛り込むこと。貸出回数1セット、貸出期間は 2ヶ月 相当を想定する。なお、実機の貸出しについては、資格審査確認書類提出時、別添資料4 機器等リストと共に提供することとするが、 資格審査確認書類提出時の実機提出が困難な場合は、遅くとも技術提案書の提出締切日までに提出すること。それ以降の提出は認めない。実機は、評価終了後に返却とする。 |

12/21(火)
更新有

以上